

令和4年5月定例会

教育委員会定例会会議録

書記 鈴木 亮 平

書記 蜂 谷 愛

塩竈市教育委員会定例会会議録

◆日 時 令和4年5月25日(水) 午後2時56分～午後3時43分

◆場 所 塩竈市民交流センター 第2・3会議室

◆出席委員

教 育 長	吉 木	修 委	員	松 田	攝 子
委 員	佐 藤	香 委	員	菅 井	信 吉

◆欠席委員

教育長職務代理者 高橋 輝兆

◆事務局

教 育 部 長	鈴 木	康 則	教育部理事兼 市民交流センター館長	佐 藤	達 也
次長兼教育総務課長	小 倉	知 美	参事兼学校教育課長	松 崎	和 佳 子
生涯学習課長兼 文化スポーツ課長	武 田	光 由	生涯学習課 課長補佐兼生涯学習係長	阿 部	繭 子
教育総務課 課長補佐兼教育総務係長	鈴 木	亮 平	教育総務課主査	蜂 谷	愛
教育総務課主事	亀 山	侑 可			

◆定例会次第

- 1 開会
- 2 前回会議録の承認
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 教育長報告
 - ① 本市の教育活動の状況
 - ② その他
- 5 教育部長報告
 - ① 塩竈市議会4月臨時会の概要について
- 6 議案
 - ① 議案第11号 塩竈市社会教育委員の委嘱について
- 7 その他報告
 - ① 学校施設の被害状況等について
 - ② 第一小学校及び第二中学校における長寿命化改良事業について
 - ③ 令和4年度「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」への参加について
 - ④ ふれあいエस्प塩竈及び公民館の被害状況等について
 - ⑤ 体育施設及び美術館の被害状況等について
- 8 閉会

1 開会 午後2時56分

2 前回会議録の承認

松田委員から報告、承認

3 会議録署名委員の指名

佐藤委員と菅井委員を指名

4 教育長報告

吉木教育長から、以下のことについて報告

- ① 本市の教育活動の状況
- ② その他

〔主な質疑〕

佐藤委員 修学旅行等で校長先生が不在の際に、各学校で防災マニュアルの運用ができているのかお伺いしたい。

教育長 各学校で危機管理マニュアルや防災マニュアルは整備している。その中に、それぞれの動きについて記載されている。昨年度一年間かけて、各学校ばらばらであった防災マニュアルを市として統一したところである。校長が不在の際は、教頭が代理で報告を行う等、確認が行われている。

5 教育部長報告

鈴木教育部長から、以下のことについて報告

- ① 塩竈市議会4月臨時会の概要について

〔主な質疑〕

松田委員 自宅学習でタブレット端末を使用するために充電ケーブルを500本整備するとあるが、現在、自宅に持ち帰り、学習に使用しているという実態はあるのか。また、今回飛沫防止ガードを更新することだが、これは最終学年まで持ち上がりで使用するのか、そして、その衛生面での取組についてお伺いしたい。

教育部長 すでにタブレット端末を持ち帰り、使用している。1日程度は充電が持つため、普段は学校にきた際、充電を行っている。今回、長期休みでも対応できるよう充電ケーブルを500本整備し、充電ケーブルを持っていない家庭に貸出し、対応する予定であ

る。また飛沫防止ガードについて、現在使用しているものは折り畳みができる簡易なものであり、消耗品であると捉えている。掃除しながら使用しているが非常に汚れてくるため、コロナウイルス感染症が治まるまでは、一年に一度更新が必要だと考えている。衛生面について、消毒を児童生徒自らが行っている。

6 議案

武田生涯学習課長から、議案を説明

- ① 議案第11号 塩竈市社会教育委員の委嘱について

〔主な質疑〕

特になし

採決：全会一致で承認

7 その他報告

小倉教育総務課長から、以下のことについて報告

- ① 学校施設の被害状況等について
- ② 第一小学校及び第二中学校における長寿命化改良事業について

松崎学校教育課長から、以下のことについて報告

- ③ 令和4年度「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」への参加について

武田生涯学習課長兼文化スポーツ課長から、以下のことについて報告

- ④ ふれあいエсп塩竈及び公民館の被害状況等について
- ⑤ 体育施設及び美術館の被害状況等について

〔主な質疑〕

松田委員 第二中学校の長寿命化改良事業について、エレベーター設置とあるが、これは人が乗れるエレベーターなのか。二中に車いすの子がいるのか。

教育総務課長 バリアフリー法が改正され、新しく学校施設等を改修する際はエレベーター等を設置することが努力義務となった。なので、人や車いすが乗れるエレベーターである。現在二中に車いすの子はいないが、地域に開かれた学校として地域の方が学校を利用する際にも活用できるため、今後整備を進めていく。

教育部長 エレベーター設置の努力義務は4階以上の建物に対してである。この二中の管理・教室棟は4階建てであるため、今回、市内の小中学校で初めてエレベーターの設置を予定している。

菅井委員 学校施設の被害状況等について、今回は深夜の地震だったため人的被害はなかったが、もし、児童生徒がいる時間帯に地震が発生していた場合、人的被害が出るような箇所はあったのか。また修繕方法について、例えば武道場の天井が落下しているが、その一枚だけをはめ直すのか、それとも、同じ規模の地震が起きた際にまた同じように隣の天井が落ちないように、その周辺も含めて修繕するのか、修繕箇所により判断は異なると思うが今後の方針をお伺いしたい。

教育総務課長 写真にある第一中学校の武道場では2枚天井パネルが落ち、数か所でずれが生じた。もし、地震の際にこの武道場を使用していた場合、ケガをする可能性もあったかもしれない。新しく天井の改修をする場所は、なるべく軽い素材を使用する等の対応をしている。他には外壁の落下等が主であったが、児童生徒は様々な場所で活動しているため、ケガの可能性についてはあるかもしれない。今回被害のあったか所について学校と確認し、地震等発生時の対応について、検討していく必要がある。

教育長 施設等のハード面の整備については行政が対応していかなければいけないが、ソフト面として防災教育の観点が必要になってくる。どこにいても地震は起きる。その時に自分の身を守るために、壁が落ちてくるかもしれない、窓ガラスが割れるかもしれない、その時どのような行動をとればいいのか、防災教育を充実させていかなければいけない。

8 閉会 午後3時43分

《会議録署名委員》

3番委員
(佐藤委員)

4番委員
(菅井委員)